

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域等の変更及び決定に係る都市計画の案を作成するに先立ち、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

平成27年6月5日

京都市長 門川 大作

1 公聴会の日時

平成27年6月26日午後6時から午後8時30分まで

2 公聴会の場所

右京区総合庁舎5階大会議室

3 都市計画の原案の概要の閲覧期間及び時間

(1) 閲覧期間

平成27年6月5日から同月19日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

(2) 閲覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

4 公述の申出

公聴会において意見を陳述（以下「公述」という。）しようとする方は、住所、氏名並びに意見の要旨及び理由を記載した文書を、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に平成27年6月19日までに（必着。郵送による場合も含む。）持参、郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）又は電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。公述の申出をされた方に対しては、事前に都市計画課から公述に関する通知をします。

なお、公述の申出をされた方の氏名及び意見の要旨が公聴会において配付されます。

5 公述人の数、公述人の決定方法

公述人の数は、原則として10名以内とします。公述の申出をされた方が10名を超える場合は、抽選により選び、公述人を決定することがあります。

6 公述の代理

不慮の事故等やむを得ない理由若しくは特別な事情がある場合又は法人等における代表者が当該法人等に属する者を公述人とする場合を除き、代理人に公述させることはで

きません。

7 傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日午後5時30分から会場の受付において申し込んでください。傍聴の定員は100名とし、先着順とします。

8 開催の中止

公述の申出がないときは、公聴会を中止します。公聴会を中止したときは、その旨の公告、お知らせ及びホームページへの掲載を行います。

9 都市計画の原案の概要の閲覧場所、公述の申出先及び問合せ先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（北庁舎2階）

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）